

意見募集は終了しました

「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針（素案）に対する パブリックコメント手続を実施します

1 募集の趣旨

「障害」の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙(がい)」や「碍(がい)」(礙(がい)の俗字)の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。しかし、一般的に「害」という字には、「悪くすること」、「わざわざ」等の否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気や事故などに起因するものであることから、障害者を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えます。

そこで、本市は、障害のある方に対する差別や偏見をなくし、少しでも障害のある方に対して不快感を与えないようにするため、また、障害者に対する理解の市民啓発の観点から、市が作成する公文書等について「障害」の「害」の字をひらがな表記に改めて、心のバリアフリーを推進します。

この度、野田市障害者基本計画推進協議会の審議を経て、『「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針』の素案がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたい、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改定」

3 意見募集の資料

[『「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針』（素案）](#)
(参考資料)

[「障害」の「害」の字のひらがな表記への変更の経緯と国の動向](#)

4 閲覧方法

市ホームページ内「パブリックコメント」からダウンロード
文書閲覧

- ・市役所 1 階社会福祉課（担当課）
- ・市役所 1 階行政資料コーナー
- ・いちいのホール 1 階行政資料コーナー
- ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、
関宿北部、関宿中部、関宿南部）
- ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間 **意見募集は終了しました**

平成 22 年 6 月 18 日（金）から平成 22 年 7 月 20 日（火）まで

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 保健福祉部社会福祉課 あて 7月20日の消印有効（募集期間最終日）
持参の場合	○市役所1階社会福祉課（土曜日、日曜日、祝日を除く。） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
	意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日、日曜日、祝日を除く。） ○各公民館、各図書館（休館日を除く。） 受付時間：各施設とも開館時間内
ファクシミリの場合	（FAX番号）04-7123-1095
電子メールの場合	ご意見はこちらから 意見募集は終了しました

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針（素案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、市内の所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部社会福祉課
電話 04-7125-1111 内線2160